

平成29年第1回  
美唄市議会定例会会議録  
平成29年3月1日(水曜日)  
午前10時00分 開会

## ◎議事日程

- |     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|
| 第1  | 会議録署名議員の指名  | 第19 | 議案第19号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件 |
| 第2  | 会期決定の件  | 第20 | 議案第20号 美唄市病児保育施設条例制定の件                                  |
| 第3  | 諸般報告  | 第21 | 議案第21号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件                               |
| 第4  | 議長報告  | 第22 | 議案第22号 分収造林契約における造林費負担三者契約への変更の件                        |
| 第5  | 教育長就任の宣誓  | 第23 | 議案第23号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件                                |
| 第6  | 市政並びに教育行政執行方針演説                                   | 第24 | 議案第24号 市立美唄病院条例の一部改正の件                                  |
| 第7  | 報告第1号 例月出納検査結果報告                                  | 第25 | 議案第1号 平成28年度美唄市一般会計補正予算(第6号)                            |
| 第8  | 報告第2号 例月出納検査結果報告                                  | 第26 | 議案第2号 平成29年度美唄市一般会計予算                                   |
| 第9  | 報告第3号 例月出納検査結果報告                                  | 第27 | 議案第3号 平成29年度美唄市民バス会計予算                                  |
| 第10 | 報告第4号 例月出納検査結果報告                                  | 第28 | 議案第4号 平成29年度美唄市国民健康保険会計予算                               |
| 第11 | 報告第5号 定期監査報告                                      | 第29 | 議案第5号 平成29年度美唄市下水道会計予算                                  |
| 第12 | 議案第12号 美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件             | 第30 | 議案第6号 平成29年度美唄市介護保険会計予算                                 |
| 第13 | 議案第13号 美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件                   | 第31 | 議案第7号 平成29年度美唄市介護サービス事業会計予算                             |
| 第14 | 議案第14号 美唄市給与条例等の一部改正の件                            | 第32 | 議案第8号 平成29年度美唄市後期高齢者医療会計予算                              |
| 第15 | 議案第15号 美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件                        | 第33 | 議案第9号 平成29年度市立美唄病院事業会計予算                                |
| 第16 | 議案第16号 美唄市税条例等の一部改正の件                             | 第34 | 議案第10号 平成29年度美唄市水道                                      |
| 第17 | 議案第17号 美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件           |     |   |
| 第18 | 議案第18号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の |     |   |

事業会計予算  
第35 議案第11号 平成29年度美唄市工業  
用水道事業会計予算

---

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	森 川 明 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	本 郷 幸 治 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	山 崎 一 広 君
9 番	桜 井 龍 雄 君
10番	谷 村 知 重 君
11番	丸 山 文 靖 君
13番	金 子 義 彦 君

---

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	千 葉 一 夫 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都 市 整 備 部 長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君
消 防 長	相 馬 一 司 君
総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

---

教育委員会教育長 星 野 恒 徳 君

教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

---

選挙管理委員会委員長 高 田 豊 君  
選挙管理委員会事務局長 (村 上 孝 徳 君)

---

農業委員会会長 小 川 俊 美 君  
農業委員会事務局長 吉 村 清 孝 君

---

監 査 委 員 後 藤 樹 人 君  
監 査 事 務 局 長 渋 谷 裕 子 君

---

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 三 上 忠 君  
次 長 濱 砂 邦 昭 君

---

午前 9 時 5 9 分

●議長小関勝教君 開会前ではありますが、この場合、説明員に関し副市長から発言を求められておりますので、これを許します。

副市長。

●副市長藤井英昭君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、本年1月1日付の人事異動で説明員に変更がありますので、紹介をさせていただきます。

消防長相馬一司です。どうぞよろしく願いいたします。

---

午前10時00分 開会

●議長小関勝教君 ただいまより、本日をもって招集されました平成29年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

---

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を

開きます。

この場合、選挙管理委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

選挙管理委員会委員長。

●選挙管理委員会委員長高田豊君(登壇) 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。お許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

昨年12月27日付をもちまして、選挙管理委員会委員長に就任いたしました高田でございます。

微力ではありますが、皆様の負託に応えられますよう職務に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

3番 松山教宗議員、

4番 川上美樹議員

を指名いたします。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月22日までの22日間とし、うち3月2日ないし3月6日、3月9日ないし3月21日を休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第3、諸般報

告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第5、教育長就任の宣誓に入ります。

教育長。

●教育長星野恒徳君(登壇) 教育長就任にあたり、美唄市まちづくり基本条例第18条第2項の規定に基づき、宣誓を行います。

宣誓、私は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める教育長の職務とその重責を深く自覚し、本市の教育の振興に全力を傾注してまいります。

ここに、主権が国民にあることを定めた日本国憲法並びに教育の本旨を定めた教育基本法を尊重するとともに、美唄市まちづくり基本条例の理念と基本原則を遵守し、教育を通じ、地方自治の推進と市民福祉増進のため、公平・公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

平成29年3月1日

美唄市教育委員会 教育長 星野 恒徳

---

●議長小関勝教君 次に日程の第6、市政並

びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 平成29年第1回市議会定例会にあたり、市政執行について、私の所信を申し上げます。

私が市長2期目の重責を担わせていただいてから1年7カ月が過ぎ、本年は任期の折り返しを迎えることとなります。

昨年は「第6期美唄市総合計画後期基本計画」がスタートし、また「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実質的な初年度でもありました。

本市が人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化、地域医療の再構築、さらには切迫した財政運営など、さまざまな重要課題が山積している状況の中にあっても、市民の皆さんと協働しながら、私が目指す「人を元気に まちも元気に 光輝く美唄へ」の実現に向けて、ふるさと美唄の創生に全力で取り組んできたところであります。

平成29年度におきましても、本市が抱えている重要課題の解決に向けて、全精力を傾注するとともに、2期目の就任時に皆さんとお約束した、将来を見据えた、新たな『健康』、『産業』、『安心・安全』戦略で『活力あるまちづくり』を実現するため、国や道との連携を一層強固なものとしながら、スピード感を持って、一意専心取り組んでまいります。

平成29年度の市政執行にあたり、私の基本姿勢を申し上げます。

私は、まちづくりは市民が主体であり、市民一人ひとりが自ら考え、まちづくりに参加し、住み良いまち、豊かな地域社会をつくることが基本であり、まちづくりへの参画を促

すためには、さまざまな情報を発信・共有することが重要であると考えております。

そのため、多くの市民の皆さんとの対話を大切に信頼関係を深め、一緒に考え、行動しながら、透明性のある自治体経営の確立に向けて「びばい未来交響プラン」を推進してまいります。

次に、平成29年度の主要施策について申し上げます。

平成28年度に策定した『びばい未来交響プラン』の取り組み一覧である「事務事業インデックス第Ⅲ期」を基本として、事業の選択と集中を行いながら「美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加速させるため、地方創生関連交付金などの有利な財源を活用して、人口減少対策や地域経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

はじめに「人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり」であります。

農商工連携については、引き続き、農商工連携推進助成事業により生まれた商品などが、美唄ブランドとして長く定着するよう国内外へ情報発信を行い、販路の拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

また「食」や「農」など本市ならではの地域資源を最大限に生かした新商品開発や、新たな事業展開にチャレンジしていただくよう、道や関係機関と連携して6次産業化に向けた取り組みなどを支援してまいります。

農業振興については、本市の基幹産業である農業の経営基盤強化をさらに促進するため、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業を推進し、生産条件の改善や担い手への農地集積を図るほか、農道、排水路などの農業施設

の適切な維持管理に努めてまいります。

また、農業改良普及センターや農業協同組合などとの連携により、水稻、畑作物の栽培試験や鳥獣による農作物被害防止に取り組むほか、農業協同組合が振興するハスカップやアスパラガスの作付定着と生産拡大に向けた支援を継続し、作物の生産振興を図るとともに、女性や若手農業者の経営研修、技術習得の取り組みに対する支援を拡充し、農業経営の体質強化や安定化を推進してまいります。

さらに、環境保全型農業や農業・農村の多面的機能を維持・発揮する農業者が主体となった取り組みに対して支援し、消費者に信頼される産地づくりを推進してまいります。

商工業振興については、中心市街地の活性化を図るため、商業組織等が行う買い物バスの運行やまちなか交流広場でのイベントに対して引き続き支援するとともに、空き店舗などの活用のあり方などについて、商工会議所と連携を図りながら検討していくほか、国が行っている創業支援事業などについても連携を図りながら情報提供を積極的に行い、魅力ある商店街づくりと安定した経営ができる商業環境づくりに努めてまいります。

また、企業の経営基盤の強化を図るため、企業の設備投資や人材育成に対する支援を継続するほか、新たな産業創出のため、新製品や新技術の開発を支援していくとともに、国や道などのものづくり産業に対する支援制度の情報提供に努めてまいります。

さらに、市内の雪冷房施設やホワイトデータセンターの実証施設の視察受入れをはじめ、本市の利雪の取り組みを広くPRするとともに、国や道の国土強靱化計画等と連動し、雪

冷熱エネルギーを活用したホワイトデータセンター構想や食料備蓄拠点構想の早期実現に向けて、引き続き要望活動を行ってまいります。

観光・交流については、国内外の観光客の誘致に向け、VRを活用した疑似体験型の観光PRを引き続き行うとともに、首都圏での物産展への出展や海外プロモーションのほか「北海道そらちグルメファンド」などのイベントを通じて、本市の魅力を国内外に情報発信してまいります。

また「地域おこし協力隊」の制度を活用し、市内で生産される農産物などを活用した商品開発などのほか、観光資源や特産品の情報発信を行ってまいります。

観光客の受入環境については、教育委員会と連携して新たなサイクリングコースを設定し、案内板やサインの整備のほか、サイクリングガイドの育成に取り組み、交流人口の増加につなげてまいります。

また、本市の豊かな自然や歴史、食・文化などを最大限に生かし、観光振興による地域の活性化をさらに進めるため、新たに「観光ビジョン」を策定するとともに、商工会議所や観光物産協会との連携により、地域版DMOの構築に向け、検討を進めてまいります。

交流拠点施設ゆ〜りん館については、平成28年度に国の地方創生交付金事業として採択を受けたことから、新たな宿泊棟を建設するとともに、安心して快適に利用していただけるよう、施設の経年劣化による温泉設備などを更新してまいります。

ふるさと納税については、本市への納税について積極的にPRを行うとともに、「食」を

中心とした特産品や市内体験型のサービスなど、美唄ならではの返礼品の掘り起こしを行い、新規納税者やリピーターの確保に努めてまいります。

移住・定住の推進については、住宅の新築や中古住宅を購入した転入者への助成を継続するほか、札幌市にJR特急定期券を利用して通勤する転入者に対し、普通定期券との差額分の一部助成を新たに行ってまいります。

公共交通については「地域公共交通網形成計画」に基づき、効率的かつ利便性の高い公共交通となるよう、現在策定しているコンパクトシティ構想との連携を図りながら、事業者や利用者の意見を伺うために実証運行を行い、市内のバス路線を見直してまいります。

また、乗合タクシーについても、運行区域の見直しについて検討し、利用される方の利便性の向上に努めてまいります。

情報化推進については、市の公式ホームページやSNSにより、医療・保健・福祉、子育て支援など、市民生活に必要な情報をきめ細かく提供するとともに、地域のさまざまな課題に対応できるようICTの活用方策に関して調査・検討を行ってまいります。

また、光回線サービスエリアの拡大に向けて、引き続き関係企業などへ働きかけてまいります。

行財政運営に必要な情報システムについては、セキュリティ対策のさらなる強化と災害時における行政事務の停滞を防止するため、外部データセンターで情報システムを運用する、自治体クラウドの整備を進めてまいります。

次に「人と文化を育み交流が広がるまちづ

くり」であります。

子育て支援については「新びばいっこすくすくプラン」に基づき、地域社会全体で子どもが健やかに生まれ育つことができるよう、引き続き、安心して子育てができる総合的な支援策の充実に努めてまいります。

また、本年4月末には、市立美唄病院内において、病気の子どもを一時的に保育する病児保育室を開設し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

さらに、妊娠・出産の希望をかなえる新たな支援として、経済的、精神的な軽減を図るため、高額となる不妊治療費の一部助成を実施してまいります。

学校教育については、将来を担う子どもたちへの教育環境の改善に努めるほか、美唄らしい特色ある教育を通じて、子どもたちが自ら考え行動する力を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

芸術・文化・生涯学習については、市民の皆さんが意欲をもって多様な活動に取り組むことができるよう、社会教育施設の適切な管理運営とともに、学習機会や情報の提供に努めてまいります。

生涯スポーツや健康づくりについては「美唄市公園施設長寿命化計画」に基づき市営野球場の本部棟などを改修するほか、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、市民の皆さんが自らの健康を意識し、運動やスポーツに親しみ、運動・スポーツを通して健康なところとからだをつくり、生き生きと暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

また、2020年東京オリンピック・パラリン

ピックの事前合宿の誘致とともにスポーツ合宿誘致に向けた取り組みを推進し、地元指導者や競技者への技術指導など、スポーツに親しむ市民の皆さんとの交流を行ってまいります。

なお、教育行政につきましては、教育委員会との協議・調整のもと、「美唄市教育大綱」に基づいた教育の振興に努めてまいります。

男女共同参画については「美唄市男女共同参画計画（第2次）」が最終年度を迎えることから、社会情勢の変化等を踏まえながら、女性活躍推進法に対応した第3次計画を策定してまいります。

また、美唄市男女共同参画推進協議会と連携を図り、講演会や各種広報活動を通じて、家庭・職場・地域などにおける男女平等の意識醸成や男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを行ってまいります。

さらに、配偶者などからのDV被害などの悩みや問題に関する各種相談については、関係機関との連携を図りながら、適切な初動対応による被害者の安全確保に努めてまいります。

平和施策については、まちづくりにおける理念として「平和の希求」を掲げており、核兵器の廃絶や世界の恒久平和の実現を願い、平和図書コーナーや平和ミニコンサートなど平和祈念事業を継続し、市民の皆さんとともに平和の大切さを啓発してまいります。

次に「豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、沼の湿地環境を維持していくための基礎調査を継続していくほか、

地域の皆さんとの協働によるイベントの開催や環境学習などを通じて、ワイズユースを推進してまいります。

また、外部有識者による「宮島沼の水環境の保全と再生に関する検討会議」からの提言を踏まえ、マガン等が飛来する環境を保全してまいります。

環境行動については、市民一人ひとりが環境を大切にする行動を実践できるように、消費者協会と連携したエコセミナーを開催し、環境に関する情報提供を充実させるとともに、出前講座やクリーン作戦の実施などを通じて、市民の皆さんの環境意識の高揚を図ってまいります。

ごみ処理については、ごみの分別排出を徹底していただくため、分別説明会の開催や町内会などと連携した活動を引き続き行ってまいります。

また、ごみの減量化やリサイクル活動を推進し、資源の有効活用を含めた循環型社会の形成を図るとともに、不法投棄防止に向けた啓発活動を行ってまいります。

生ごみ堆肥化施設については、適切な維持に努めるとともに、最終処分場については、埋立推定可能量や期間をもとに、今後の施設のあり方に関して検討してまいります。

都市基盤整備については、人口規模に見合ったコンパクトな市街地の形成に向けて、用途地域の見直しや地域公共交通ネットワークの再編の検討と合わせて、コンパクトシティ構想の策定を引き続き進めてまいります。

市道については、ゆたかニュータウン1線の改良工事に着手するとともに、引き続き美培線、開発・峰延西5号線の整備のほか、老

朽化の著しい路線の改良舗装や側溝などの整備を進めてまいります。

橋りょうについては「美唄市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、協和橋の架換えや長渡橋並びに山の手跨道橋の補修工事を行うとともに、橋りょうの近接目視点検を行い、安全性の確保に努めてまいります。

道路施設については、LED街路灯の設置を行う町内会等への補助を継続し、LED化の促進を図ってまいります。

広域交通網の整備については、渋滞等の緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や道道美唄富良野線などの早期完成に向けて、国や道に引き続き要望してまいります。

除排雪については、冬道の安全対策が図られるよう国や道など関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な冬の暮らしの確保に努めてまいります。

市営住宅については、入居を希望される方のニーズに応じた住宅の供給に努めるとともに、「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、共練団地の外部改修を行い、長寿命化を図ってまいります。

民間住宅については、住生活の安定の確保と向上を図る「美唄市住生活基本計画」に基づき、高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を継続してまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消を図るため、計画的に老朽管の改良や漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の設備更新を進め、安全で安心な飲料水の供給に努めてまいります。

また、桂沢水道企業団の浄水場の更新を進めるとともに、水道事業の広域化に向けた検討を引き続き行ってまいります。

下水道については、汚水処理区域の拡大や水洗化を促進するとともに、浸水対策として、雨水整備事業を進めるほか、「下水道施設長寿命化計画」に基づき、マンホールポンプ所の設備を更新してまいります。

また、下水道処理区域外については、引き続き、合併処理浄化槽を設置してまいります。

景観・緑づくりについては、生ごみ堆肥を活用した花木の植栽など、市民の皆さんとの協働により景観の向上や緑づくりに向けた活動を推進していくほか、公園施設については適切な維持管理に努め、利用者の安全と快適な環境づくりに取り組んでまいります。

森林については、市有林の伐採などを行い、適正管理に努めるほか、森林資源の循環利用を推進するため、市有林の保全と民有林の維持・保全の取り組みを引き続き支援してまいります。

次に「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

保健については「びばいヘルシーライフ21第2期」の中間評価年であることから、これまでの取り組みの評価と、今後の取り組むべき課題や重点事業を整理するとともに、健康づくり啓発事業や中高年健康づくり事業などを通して、市民一人ひとりが自身の健康を意識し、自分にあった健康づくりを進めるための取り組みを支援してまいります。

また、生活習慣の改善やライフステージに応じた健康づくり事業を総合的に行うほか、がんの早期発見、早期治療につながる各種が

ん検診や感染症予防のための各種予防接種を引き続き実施するとともに、中学3年生を対象としたピロリ菌検査・除菌治療費の助成を行い、疾病予防に努めてまいります。

受動喫煙防止については、関係団体との連携を図りながら、広報紙等を活用した情報提供やたばこの健康への影響に関する普及啓発を継続して行うとともに、保健指導、健康教室等における指導の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業については、平成30年度から新たな国民健康保険制度となるため、北海道と一体となり、国民健康保険に関する事務を共通認識のもとで実施することができるよう、事務の広域化や効率化を推進してまいります。

また、国民健康保険事業の健全な運営に向けて、増加を続ける医療費の抑制を図るため、疾病の予防や重症化を防ぐ適切な受診への取り組みを行ってまいります。

さらに、医師会などと連携を図りながら、特定健診等の受診率の向上とジェネリック医薬品の使用促進を図ってまいります。

後期高齢者医療の保健事業については、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病予防を図り、健康の保持増進に寄与することを目的に、歯科健診事業を行ってまいります。

地域医療については、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、持続可能な医療提供体制や保健・医療・福祉・介護との連携による地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むとともに、中核施設となる新たな市立美唄病院の基本設計及び実施設計、保健福祉総合施設の基本設計など、施設の整備に取り組んでまいります。

救急医療については、引き続き、地元医師会や近隣中核病院と緊密な連携を図り、救急搬送や救急医療体制を確保してまいります。

市立美唄病院については、検査等の待ち時間短縮や業務の効率化を進めるため「オーダーリング・システム」を導入するなど医療機器の整備と充実を図るとともに、新たな「市立美唄病院改革プラン」に基づき、引き続き健全な経営に努めてまいります。

また、出張健康相談や病院情報の発信など市民の皆さんとの情報共有を進めるとともに、総合診療医の確保を図り、在宅医療の拡充など病院機能の強化に努め、市民の皆さんに信頼される病院づくりを目指してまいります。

障がい者福祉については、安心して地域で暮らしつづけるため、「美唄市障がい者プラン第4期計画」に基づき、必要な福祉サービスを安定的に提供できる体制を維持してまいります。

さらに、誰もが人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現し、障がいのある方への理解を深めるため、障がい者にやさしい街づくり事業や障がい者等理解促進研修・啓発事業などに取り組んでまいります。

また、障がい者や高齢者などの虐待防止やその早期発見に向け、引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉については、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる地域包括ケア体制の充実を図ってまいります。

生活支援サービスについては、地域での自立した生活が継続されるよう、社会福祉協議会やシルバー人材センター等と連携し、調理

や洗濯など、生活上の困りごとを支援するサービスの提供体制の構築に取り組んでまいります。

また、高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、介護予防事業等の地域支援事業を推進し、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を継続するとともに、医師等の専門職による初期支援や自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症状のある方とその家族が安心して地域で生活できるよう支援してまいります。

生活福祉については、生活保護に至る前の生活に困窮している方に対し、自立支援策の強化を図るため、就労相談や住宅確保への給付金の支給を行うほか、再就職を目指す生活保護に至る前の生活に困窮している方や生活保護を受給している方に対し、一般就労の基礎能力の形成を計画的に支援する就労準備支援事業を継続してまいります。

また、低所得の方に対し、消費税率引き上げによる生活への影響を緩和するため、臨時福祉給付金の支給を行ってまいります。

次に「安全で安心して住めるまちづくり」であります。

防災については、総合的な災害対策計画である「美唄市地域防災計画」を改訂するとともに、大規模災害時において、市が被災直後から円滑に業務を続けるための対応を定めた「業務継続計画」の策定に取り組んでまいります。

また、自主防災組織の設立に向け、積極的な普及啓発活動を行い、組織率の向上に努めるとともに、河川洪水時の防災行動計画「タイムライン」に基づく防災訓練を行い、地域

の防災力向上を図ってまいります。

防犯については、安全で安心なまちづくりを目指し、地域の自主防犯組織の設立を進めるとともに、警察署をはじめ防犯協会や市内の関係団体と連携を図り、犯罪のないまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全については、交通安全3ゼロ運動推進協議会と連携し、引き続き、小学生を対象とした自転車教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教室を開催するほか、飲酒運転による事故の撲滅に向けた活動を行うなど、交通安全の重要性を啓発してまいります。

消防については、救急救命士を増員するとともに、病院実習及び各種研修を通じてスキルアップを図るほか、応急手当の普及を図る市民向けの救急講習会を実施するなど、救命率の向上に努めてまいります。

また、老朽化した水槽付消防ポンプ自動車を更新するほか、消防水利の安定した確保のため、消火栓の新設及び老朽化した防火水槽の撤去を行ってまいります。

火災予防については、査察及び広報活動を行い、家庭における防火意識の向上に取り組み、住宅火災による被害の軽減に努めてまいります。

消防団については、新規団員の確保のため、各種イベントのほか広報活動を通じて入団への呼びかけを積極的に行い、団員の確保を目指すとともに、教育訓練及び研修会を開催し、消防団の充実強化に取り組んでまいります。

消費者保護については、近年、特殊詐欺など悪質、巧妙化している犯罪の被害を未然に防止するため、消費者協会が中心となって設立された「消費者被害防止ネットワーク」を

通じ、消費生活センターに寄せられた被害事例等について、各種イベントや市の公式ホームページにより情報提供を行うとともに、市民の皆さんが安全な消費生活を送れるよう、警察署や地域の自主防犯組織との連携を図ってまいります。

雇用対策については、雇用のミスマッチなどの情勢を踏まえ、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」に就労支援相談員の配置を継続するとともに、ハローワークと連携しながら高齢者などの就労促進に努めるほか、企業誘致活動を積極的に展開し、雇用の場の確保に努めてまいります。

また、雇用機会の拡大と人材育成を図るため、人材開発センターなどの関係機関と連携し、就職希望者の技能や知識習得に対する助成及び中小企業が行う人材育成に対する助成を継続するほか、国や道の各種助成制度の積極的な活用について周知に努めてまいります。

コミュニティについては、市民の皆さんが住みなれた地域で、家族や隣近所との絆を保ち、地域の一員として、共に支え合い、安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携して、町内会活動等を支援してまいります。

また、地域福祉の拠点施設である、地域福祉会館や総合福祉センターを安心して利用いただくため、老朽化の著しい施設や設備の更新を行ってまいります。

次に「みんなで力を合わせるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、まちづくりへの参画を促すため、広報紙や市の公式ホームページ等を通じた積極的な広報活動を展開

するとともに、自治組織代表者会議をはじめ、まちづくり地区懇談会や地域応援チームなどの広聴活動を行ってまいります。

また、ボランティアによる子どもの見守りや託児支援などを行う子育てサポーターの育成、活動を推進するとともに、美唄サテライト・キャンパスを通じて、積極的で意欲的な協働のまちづくりに参画する「人財」の育成に引き続き取り組み、活力あるまちづくりを進めてまいります。

行財政運営については、本市は、依然として厳しい財政状況が見込まれることから、「中期財政運営基本方針」に基づき、健全な財政基盤の構築を進めるとともに、広報紙の作成や浄水場の管理運営に関して外部へ事務を委託する「事務のアウトソーシング化」を図るなど、行財政改革を推進し、スリムな行政運営の確立に向けて取り組んでまいります。

公共施設等の管理については、本年2月から運用を開始した多目的宿泊施設「トマーレびばい」を、スポーツ・文化合宿やサイクルツーリズムなどで有効活用するとともに、「美唄市公共施設等総合管理計画」に基づき、品質・供給・財務の観点から、長期的な管理や活用に関して、施設等の配置や規模、運営方法などの見直し検討を進めてまいります。

また、多様化する社会や価値観の変化などによるさまざまな行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策に対応する効率的な組織づくりに努めるとともに、職員研修や人事評価制度の活用などにより、職員一人ひとりの能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高めるほか、人事交流による高い専門性を持った人材の育成に努めてまいります。

以上、平成 29 年度の市政執行方針を申し上げます。

「公務員の最終ミッション」とは、「国や地域社会が活性化し、発展させ、国民・市民・地域住民の皆さんが今まで以上に幸せを感じられる」を実現することであります。

平成 28 年 3 月に策定した「美唄市人口ビジョン」の人口推移では、少子高齢化の急速な進展が示されたことから、将来にわたって自立したコミュニティとして維持して行くための対策が急がれております。

私たちが、美唄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた 4 つの基本目標の実現に向けて意識しなければならないことは、本市のまちづくりの基本的な事項を定めた最高規範である「美唄市まちづくり基本条例」のもと、厳しい財政状況下であっても、充実した市民サービスがどうあるべきかを施策の中心におき、市民の皆さんのためになっているかどうかを最優先の尺度にすることであると考えております。

そのため、私は、市民の皆さんが幸せを実感できるよう、地方創生事業のさらなる、進む「進化」と深める「深化」から、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼びこむ好循環を確立するため、新たに変化していく「新化」へと発展させ、これからも「市政運営」を「地域経営」という視点をもって、市民の皆さんが夢と希望の持てるまちづくりに力強く取り組んでまいります。

市民の皆さん、市議会の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 平成 29 年第 1

回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

地方教育行政の根幹をなす教育委員会制度改革については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、本市では、経過措置期間を終え、本年から新制度へと移行いたしました。

現在、国が進める教育再生の動きは広い範囲にわたっており、一方、本市においては、少子化の進行、高齢化の進展、そして人口の減少が進み、本市の教育行政を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。

このような困難な局面を乗り切るためには、新たな教育委員会制度のもと、市長や教育委員との協議と連携を深めるとともに、多くの皆さんの声を聴き、対話を通じた相互理解のもとに、必要な決断を的確に行うことが求められていると考えております。

教育委員会は、次代を担う子どもたちを育み、市民の皆さんに文化やスポーツなどの活動を通じた希望を切り開いていくという極めて大きな使命を持っております。そして、地方創生へと時代は動き出しております。

平成 29 年度の教育行政の執行に当たり、教育委員会といたしましては、本市発展、地方創生の礎となる教育をはじめとする生涯学習や生涯スポーツなどの重要な分野における大きな役割を踏まえ、市民の皆さんとともに未来に向かって前進することができるよう、全力を傾注してまいります。

次に、各分野の施策について申し上げます。

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼児期は、心身両面で日々急速に成長する時期であり、人生における「心の原風景」を

かたちづくる時期にもあたります。

幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを踏まえるとともに、時代状況や地域社会の変化に的確に対応していく必要があります。

幼稚園教育では、園児の心身の良好な発達を促すことに加え、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っております。

そのため、幼稚園教育においては、家庭や地域の皆さんの理解と協力のもと、一人一人の幼児が持つ良さや可能性の芽を伸ばすことができるよう、多様な活動の経験と集団生活を通じ、豊かな感性や人とかかわる力を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培ってまいります。

また、特別支援教育や教育研究など、公立幼稚園が担うべき役割につきましても、継続して果たしていくことができるよう、教職員や特別支援教育支援員の研鑽を図ってまいります。

子ども・子育て支援新制度への対応といたしましては、私立幼稚園2園の意向を踏まえ、新制度への円滑な移行ができるよう取り進めてまいります。

小中学校教育におきましては、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、「知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」が求められており、そのため、教科等を越えて、教育課程全体を通じてこれ

らの力を育成していくことが重要となっております。

本市といたしましては、このことを踏まえ、学びの連続性を念頭に、幼小連携、小中連携、中高連携を進め、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成を図ってまいります。

確かな学力の育成につきましては、基礎・基本の着実な定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びに結びつける授業づくりを進めていくことが重要となっております。

そのため「確かな学力育成プラン」への取り組みを通じて、義務教育9年間を見通した分析・検証を行い、きめ細かな学習指導に取り組んでまいります。

また、ICTの効果的な活用や、習熟度別学習、補充学習等の推進を通して指導方法の工夫・改善に努めるとともに、生活リズムの確立や家庭学習、読書習慣等の定着に向け、「家庭学習の手引き」による啓発活動等を進めてまいります。

さらに、外国語を通じて、言語や文化について体験的な理解を深めるため、外国語指導助手との連携により、小学校の外国語活動及び中学校の英語教育の充実に努めてまいります。

特色ある教育の推進につきましては、教室での食育の取り組みとあわせ、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さなどを学ぶグリーン・ルネサンス推進事業を続けてまいります。

複式学級がある小学校につきましては、社会科や理科の授業の充実に努めるため、学習支援員の配置を継続してまいります。

市内道立高等学校との連携につきましては、高等学校による中学校への出前授業や中学校による高等学校施設の活用などを通し、中高の交流を進めるとともに、高等学校のキャリア教育などの教育活動に対する支援の拡充を図ってまいります。

学校の適正配置につきましては、一定の方向性の取りまとめを行い、これをもとに、合意形成に向け、保護者や地域の皆さんとの意見交換を進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、人間としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を模索し続けるために必要な資質・能力の育成が重要であります。

そのため、教育活動全体を通して行う道徳教育をはじめ、発達段階に応じた社会奉仕や自然体験活動、読書活動等を通じて、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いに尊重し合う気持ち、やさしさと思いやりの心を育ててまいります。

道徳の時間につきましては、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」として実施されることを踏まえ、「考え、議論する道徳」への質的転換を進めてまいります。

「心と心をつなぐ指導」につきましては、教職員等を対象に、これまで4年間実施してまいりましたカウンセリング研修をもとに実践段階へと移ります。

不登校対策につきましては、適応指導教室やスクールソーシャルワーカーの活用促進を図るとともに、生活リズムや学習習慣の定着

に向けて、家庭との連携に努めてまいります。

いじめの防止につきましては、美唄市いじめ防止基本方針等に基づく対応を基本としながら、いじめ根絶に向けて、子ども自身が主体的に考え行動する機会として「仲間づくり子ども会議」を継続実施してまいります。

登下校時などの安全対策といたしましては、地域の皆さんのご協力をいただきながら、交通安全指導や通学路の安全点検、学校安全マップの更新などを実施してまいります。

学校内では、外部からの侵入者等への対策として、警察のご協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

健やかな体の育成につきましては、自らの健康を育み、安全を確保するための基礎的な知識の習得とその実践が重要であることから、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けるため、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

特に、食生活の乱れは、肥満や痩身、体力の低下や学力の低下にも関係することから、栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食においては、引き続き、地元食材を活用した安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

「一校一実践」の取り組みによる体力の向上につきましては、「運動は楽しい」「運動は大切」と感じる子どもが全国平均を上回っているものの、体力・運動能力における敏捷性や持久力等に課題が見られることから、各学校の特性に応じた運動習慣の確立に向け、計画的、継続的に取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視点に立って幼児期から中学校を卒業するまでの一貫した支援を行うことが重要であります。

そのため、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成と活用を通じて、障がいの状態や発達の段階に応じた適切な就学指導に努めてまいります。

美唄市特別支援教育連携協議会の機能の充実につきましては、各学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施するとともに、一人一人の教育的ニーズに対応するため、専門家チームによる巡回相談に取り組んでまいります。

特別支援教育支援員の配置につきましては、特別支援学級はもとより、通常学級における支援体制の充実に向け、各学校の状況に応じた適正配置に努めるとともに、支援員の資質向上を図るための研修を実施してまいります。

信頼される学校づくりに向けましては、昨年から、美唄市地域一斉参観日を実施し、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、教育への関心と理解を深めていただく取り組みを始めたところであります。

平成 29 年度は、これを継続するとともに、地域の皆さんが学校運営に積極的に協力していただくしくみとして、コミュニティ・スクール制度について、準備が整った学校から導入を図ってまいります。

教職員研修につきましては、さまざまな今日的な課題に、迅速かつ的確に対応できる資質・能力を身に付け、専門的知識や実践的指

導力などを磨き上げるため、その充実が求められていることから、引き続き、公開研究指定校事業を実施してまいります。

実践的指導力の向上を目指した校内研修の活性化につきましては、教育活動の直接の担い手である教師が、自校の抱える課題等に対して、校内研修の改善に主体的に取り組めるよう、専門研修を実施するとともに、美唄の歴史や産業などを学ぶ「ふるさと美唄研修」を継続実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、コンプライアンス確立月間の周知や職場研修などを通じて、自らの行動が公務の信用に甚大な影響を与えることを常に自覚するとともに、使命感と強い自制心を持って行動すべきことを徹底してまいります。

学校施設の整備につきましては、中央小学校及び峰延小学校の煙突内のアスベスト除去工事を実施するほか、東中学校の給排水衛生設備改修工事を実施します。

学校給食センターにつきましては、真空冷却機を更新し衛生管理を徹底し、施設の適正管理を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成活動の推進につきましては、情報化の進展によって、青少年のゲームやインターネットなどへの関心が高まる一方、少子化を背景として人間関係の希薄化等が進み、地域社会の大人も、地域の青少年の育ちに関心が向かわず、積極的に関わろうとしない、あるいは、関わりたくても関わり方が分からないという憂慮すべき傾向が見られております。

このような急速な社会状況の変化に対応し

ながら、市民総ぐるみで青少年の健全な育成に取り組み、良好で安全、安心な環境をつくるのが極めて重要となっております。

そのため、本市では、「美唄市教育の日」の趣旨を踏まえ、地域の皆さんとのつながりを大切にして、青少年の健やかな成長を支えることができるよう、さまざまな体験機会の提供やダンス教室の開催、芸術文化活動の促進、優良青少年表彰などを実施するほか、青少年センターでは、街頭指導、有害環境の浄化、情報モラルの育成など、安全な地域づくりを進めるため、必要な指導と啓発を継続してまいります。

放課後児童施設につきましては、中央小学校区において、定員を超える登録の申し出があることから、定員の見直しを図るなど、子どもたちが放課後に安心して過ごせる家庭に代わる生活の場として、また、成長の場として、各施設を運営してまいります。

生涯学習活動の充実に向けましては、高齢化の進展や少子化の進行、人間関係の希薄化等の課題を乗り越え、学ぶことの喜びを享受し、市民の皆さんが元気になり、まち全体の活気へとつながるよう、社会状況に応じた活動内容の質的転換が必要となっております。

そのため、市民の皆さんが意欲をもって多様な学習に臨むことができるよう、量よりも質に重点を置いて、きめ細かな設定に配慮しながら、美唄サテライト・キャンパス事業における講座の開講や連携協定を締結している大学との協働事業の実施などにより、人と人とのつながり、文化活動の活性化、まちづくりの実践へとつながる展開を図ってまいります。

文化財につきましては、本市の歴史と文化を後世の人々に伝える先人からの大切な「預かりもの」であり、これを損なうことなく次代に伝えていくことが私たちの世代の責務であることから、引き続き、その保存と活用に努めてまいります。

有形文化財である美唄屯田兵屋等につきましては、老朽化に対する現状保存が課題となっていることから、木造建築物の保存と活用のあり方について、情報の収集と検討を重ねるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りにつきましては、保存会との連携により、後継者の育成に努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、文化団体との連携を図り、市民文化祭や舞台公演の開催への助成などにより、市民の皆さんが芸術文化に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館では、市民の皆さんの相互の交流や文化活動の充実につながるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄では、博物館法に基づく登録美術館となり、名称が一部変更となったことから、施設内の誘導案内看板の更新を行い、利用者の利便性の向上を図るほか、開設25周年を記念して「(仮称)安田侃 ブロンズ展」の開催をNPOとの連携により企画してまいります。

社会教育施設につきましては、市民の皆さんの自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に供することができるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

郷土史料館につきましては、郷土学習の場としての利用に加えて、特別展示室や視聴覚室については、学習活動や作品発表の場とし

て、利用の促進を図ってまいります。

図書館につきましては、市民の皆さんの多様な知的好奇心に応えることができるよう、蔵書の充実を図るとともに、地域資料の整備や各種情報の提供など、役に立つ図書館づくりに努めてまいります。

子どもの読書活動につきましては、ブックスタート事業や本の読み聞かせ、道立図書館との連携などにより、幼児期から本に親しむ機会を提供するとともに、学校等への配本事業では、放課後児童施設への配本をこれまでの2施設から5施設へ拡充するなど、子どもの読書習慣を育成する環境づくりを進めてまいります。

生涯スポーツの振興につきましては、市民の皆さんが健康で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指し、「スポーツ健康都市宣言」に基づいたスポーツイベントを実施してまいります。

3回目となる「チャレンジ・デー」に参加するほか、これまで実施してきたサイクリングやウォーキング、クライミング、歩くスキーなどを中心に、年齢や体力に応じたスポーツや運動、健康づくりなど、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

また、市民体育祭をはじめ、スポーツ教室やスポーツ大会の開催、学校体育施設開放事業などを通じて、テニポンやカローリングなどの軽スポーツから各種競技スポーツまで、関係団体等との連携・協働により、生涯スポーツの機会を提供してまいります。

合宿誘致に向けましては、来る2020年の東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致を目指し、国内競技団体に関する情報

収集や本市のPR活動を継続するとともに、実業団や大学、高校などのスポーツ合宿の誘致に努めてまいります。

体育施設につきましては、スポーツやレクリエーション活動の際の安全で快適な利用を図るため、総合体育館及び温水プールにつきましては、設備の一部更新をいたします。

市営野球場につきましては、3年間の工事期間を設定し、平成29年度には本部棟、バックネット、ダッグアウトの改修等を実施いたします。

以上、平成29年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

グローバル化や急激な情報化等、先を見通すことの難しい時代において、美唄市の未来を担う子どもたちには、生涯を通じて学び、考え、さまざまな困難を乗り越えながら、新しい時代を切り拓く力強さが求められており、そして、教育には地域社会を活性化させる原動力としての役割が求められています。

教育委員会といたしましては、子どもたちがふるさとへの愛着や誇りを持ち、自らの夢や希望に向かって、たくましく生きていくために必要な総合的な「人間力」・「生きる力」を身につけることができるよう、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深める等、子どもたちの学びを支える体制を強化するとともに、市民の誰もが豊かに学ぶことのできる創造性豊かな生涯学習環境のより一層の充実・発展に向け、市長部局と連携し、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様及び議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第11、報告第5号定期監査報告の以上5件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第5号の以上5件を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第12、議案第12号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件ないし日程の第24、議案第24号市立美唄病院条例の一部改正の件の以上13件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第12号美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、養子縁組里親について法定化されたことから、関係する条文について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第13号美唄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部

改正に伴い、育児休業等の対象となる子などの範囲を改めるほか、児童福祉法の一部改正に伴い、養子縁組里親について法定化されたことから、関係する条文について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第14号美唄市給与条例等の一部改正の件であります。

本件は、職員給与の独自削減を終了することに伴い、独自削減中には適用しないこととしておりました、平成22年人事院勧告に基づく、医療職給料表(一)表及び5級以下の職員を除いた、55歳を超える職員の給与の減額について適用することとするほか、勤勉手当の支給割合について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第15号美唄市放課後児童施設条例の一部改正の件であります。

本件は、中央小学校区放課後児童施設について、近年、利用者の増加傾向が続いており、今後においても現定員を超える申し込みが見込まれるため、入所定員について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第16号美唄市税条例等の一部改正の件であります。

本件は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることから、市民税、軽自動車税及び延滞金について必要な改正を行うものであります。

改正内容の主なものについて申し上げます

と、市民税では、個人市民税における住宅ローン控除の制度の適用期限が延長されたことに伴う見直し、軽自動車税では、環境性能割の導入時期が変更されたことに伴う規定の整備等を行うものであります。

次は、議案第 17 号美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、第 5 条の規定による改正により、介護保険法第 115 条の 46 の引用条項に変更があったことから、必要な改正を行うとともに、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、主任介護支援専門員更新研修の規定が新設されたことに伴い、条例中に規定する主任介護支援専門員の要件の追加及び引用条項を変更するため必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 18 号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件及び議案第 19 号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件であります。

これらの案件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行及び介護保険法等の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス等の事業の基準等を定めている厚生労働省令が改正されたことに伴い、サービスの種類に係る基準の創設や名称の変更等について必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 20 号美唄市病児保育施設条例制定の件であります。

本件は、病気やけがにより通常の保育施設での集団保育が困難な幼児の一時保育を実施し、保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、病児保育施設を設置することから新たに条例を制定するものであります。

次は、議案第 21 号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件であります。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、情緒障害児短期治療施設の名称を変更するとともに、低所得者世帯や多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、非課税世帯について多子軽減に伴う多子計算の年齢制限が撤廃されたことにより保育料を改定するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 22 号分収造林契約における造林費負担三者契約への変更の件であります。

本件は、国立研究開発法人森林総合研究所と契約している分収造林契約について、契約相手方にそらち森林組合を追加し、持分譲渡による収益分収割合の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第 23 号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件であります。

本件は、採石法及び砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例に基づく採取計画の認可等の事務について、平成 25 年 4 月 1 日に北海道より権限移譲されたことに伴い、これらの認可等の審査に係る手数料を新設するとともに、建築物のエネルギー消費性能の

向上に関する法律の施行に伴い、新築、増改築及び省エネ改修等を行う際で省エネ基準に適合させる場合に、容積率の特例を受けられる性能向上計画の認定制度が創設されたこと、また、既存建築物について、省エネ基準に適合している旨の表示をすることができる消費性能基準適合認定制度が創設されたことから、これらの認定事務に係る手数料を新設するため、必要な改正を行うものであります。

次は、議案第 24 号市立美唄病院条例の一部改正の件であります。

本件は、市立美唄病院のリハビリ部門において、身体機能の改善を図る「理学療法」や日常生活における諸動作の自立を指導する「作業療法」など、さまざまなアプローチでリハビリテーションを行っていることから、条例中の医療技術部の分掌について必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま提案理由の説明がありました議案第 12 号ないし議案第 24 号の以上 13 件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これより、議案第 12 号ないし議案第 24 号の以上 13 件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第 12 号ないし議案第 15 号の以上 4 件は、総務・文教委員会に、議案第 16 号ないし議案第 24 号の以上 9 件は、産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査すること

にいたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第 25、議案第 1 号平成 28 年度美唄市一般会計補正予算(第 6 号)ないし日程の第 35、議案第 11 号平成 29 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 11 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 1 号平成 28 年度美唄市一般会計補正予算(第 6 号)であります。

本件は、第 1 条歳入歳出予算、第 2 条繰越明許費、第 3 条債務負担行為、第 4 条地方債について補正しようとするものであります。

第 1 条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 億 7,267 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 165 億 9,259 万 6,000 円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、民生費には、平成 29 年 4 月の介護保険制度の改正に伴いシステム改修を行う「地域包括支援システム改修事業」及び過年度において国の地域活性化交付金を活用して整備を行った旧公立認可保育所 3 園を、ピパの子保育園へ統合したことにより「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」に基づき、交付金の残存価格分を返還する「市立保育所管理運営事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

農林費には、国の第 2 次補正予算により持

続可能な農業構造を実現するため、人・農地プランに位置づけられた経営体が行う、農業機械等の導入に対し支援する「担い手確保・経営強化支援事業」及び国の第2次補正予算により道営基幹水利施設整備事業の大沼地区及び中村南地区に予算が追加配分されたことから、農家負担軽減対策を行う「食料供給基盤強化特別対策事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

商工費には、独立行政法人中小企業基盤整備機構から取得した空知団地の一部を平成28年度中に売却したことから、繰り上げ償還をする「空知団地管理事業」及び交流人口の拡大や観光客の誘客により雇用の創出を図るため、国の地方創生拠点整備交付金を活用して、サイクリストや外国人にも対応した宿泊施設を交流拠点施設に併設する「交流拠点施設整備事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

教育費には、燃料単価の高騰及び使用量の増加により市内小中学校で使用する暖房の燃料費に不足が生じるため、その不足分を増額する「小学校管理運営事業」及び「中学校管理運営事業」に要する経費をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、財産収入、繰入金、繰越金及び市債を増額補正し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、当初歳入歳出予算に計上している「行政情報化運用事業」の一部と、本歳入歳出予算に計上している「食料供給基盤強化特別対策事業」及び「交流拠点施設整備事業」について、平

成28年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、「農道離着陸場」及び「総合体育館」の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為を追加するものであります。

第4条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「食料供給基盤強化特別対策事業」及び「交流拠点施設整備事業」について、事業の実施に伴う財源として「農業基盤整備債」に330万円、「交流施設整備債」に5,940万円を増額発行するため、地方債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、平成29年度各会計予算について申し上げます。

平成29年度の予算編成につきましては、財政健全化計画終了後の将来を見据えたまちづくり施策の推進と健全な財政運営のために、抑制基調としながらも、びばい未来交響プラン(第6期美唄市総合計画)の都市像に掲げている「食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄」の実現を目指し、地域経済の活性化、環境(ごみ処理・都市基盤)の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点施策として、限られた財源の中で、事業の選択と集中を図り、所要の事業について予算計上したところです。

この結果、全会計の予算の総額は280億2,493万円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第2号平成29年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を154億

7,336万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務などを、総務費には、移住・定住促進事業や行政情報化運用事業、美唄市バス路線維持費補助事業などを、民生費には、生活困窮者自立支援事業や病児保育室管理運営事業などを、衛生費には、医療等拠点づくり推進事業や不妊治療費助成事業を、労働費には、ふるさとハローワーク就労促進支援事業などを、農林費には、多面的機能支払交付金事業や中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業や特産品情報発信促進事業、国内外観光客誘致対策事業などを、土木費には、道路新設改良事業や橋りょう新設改良事業、公営住宅改善事業などを、消防費には、消防車両整備事業や消防施設整備事業などを、教育費には、中学校大規模改修事業や体育施設整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第5条までは、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第3号平成29年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を3,832万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に3,725万7,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に1,192万6,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第4号平成29年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を39億3,523万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に24億1,215万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、国庫支出金に、8億9,615万4,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第5号平成29年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を180億2,713万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に4億7,929万6,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に4億1,680万1,000円を計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第6号平成29年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を27億1,207万6,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に24億4,879万2,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に7億1,949万7,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第7号平成29年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を2億2,071万4,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に1億7,365万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サー

ビス収入に2億862万6,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次は、議案第8号平成29年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を7億9,529万4,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に7億8,537万7,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に2億4,900万4,000円を計上しました。

次は、議案第9号平成29年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は、病床数、年間患者数及び一日平均患者数の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第11条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、継続費、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第10号平成29年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は、給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借

入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次は、議案第11号平成29年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。

第2条は、給水事業所数、年間総配水量及び一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいまの説明の中で、数字に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

議案第5号平成29年度美唄市下水道会計予算であります。第1条歳入歳出予算の総額を先ほどは180億と誤ってご説明をさせていただきました。18億2,713万4,000円の間違いでございますので、ご訂正をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第1号ないし議案第11号の以上11件については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第1号ないし議案第11号の以上11件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号ないし議案第11号の以上11件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

森川明議員、吉岡建二郎議員、松山教宗議員、川上美樹議員、楠徹也議員、本郷幸治議員、吉岡文子議員、山崎一広議員、桜井龍雄議員、谷村知重議員、丸山文靖議員、土井敏興議員、金子義彦議員の以上13人の議員を指名いたします。

●議長小関勝教君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時39分 散会

